

**第2回但馬地区選手権ダブルス
テニス大会参加者募集**

日 11月25日(日)午前9時～
※予備日なし

所 神美台スポーツ公園 テニスコート(神美台)

対 但馬テニス協会所属クラブ員または但馬地域在住・在勤の方

種 目 男子ダブルス、女子ダブルス

料 1組2千円(学生は千円)

申 期 11月17日(土)

申 問 但馬テニス協会事務局 齋藤直喜さん

☎ 44-0281
✉ tajima-tennis-aso@vc.
inaker.or.jp

教室・講習・講座

**コウノトリ文化館市民講座
プリザーブドフラワー
アレンジメント教室**

日 11月18日(日)午前10時～正午

所 コウノトリ文化館 1階学習室(祥雲寺)

内 キャンドルで飾ったクリスマスステーブルリース作り

料 2500円

定 20人
持 キッチンばさみまたはペンチ

申 期 11月16日(金)

申 問 コウノトリ文化館

☎ 23-7750

酒害教室

「お酒をやめなさい」と医師から言われてもやめられない方、お酒のことで悩んでいる家族などどなたでも参加できます。



■第2回

日 11月6日(火)午後3時30分

～ 4時30分

テ ー マ アルコール依存症の治療と回復

講 師 医師 川島啓嗣さん

■第3回

日 11月15日(木)午後3時30分

～ 4時30分

テ ー マ アルコール依存症者の心理と家族の問題

講 師 臨床心理士 田口久芳さん

■第4回

日 11月22日(木)午後3時30分

～ 5時

テ ー マ 「断酒会・AA会員」を

囲んで

講 師 医師 吉岡隆一さん

共 通 事 項

所 公立豊岡病院 3階 多目的室(戸牧)

申 問 公立豊岡病院精神科外来

☎ 22-6111 ☎ 22-0088

普通救命講習

講習種別普通救命講習Ⅰ

日 11月18日(日)午前9時～正午

所 日高農村環境改善センター 多目的ホール(日高町国分寺)

内 成人に対する心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い方法、大出血時の止血法、窒息時の処置

定 30人

申 方 豊岡消防署、各分署、出張所、および駐在所にある

申 込 用 紙 (市消防本部ホームページにも掲載)に記入の上、持参、郵送、ファックス、またはメール

申 期 11月11日(日)必着

申 問 豊岡消防署救急係(〒668-0055 昭和町4-33) ☎ 24-8038

☎ 24-1278

✉ shobo-keibo@city.
toyooka.lg.jp

toyooka.lg.jp

☎ http://119.city.
toyooka.lg.jp

相 談



**社会保険労務士による年金
無料相談会**

日 11月3日(土・祝)午前10時～午後4時

所 コープデイズ豊岡 1階ロビー(加広町)

相 談 内 容 年金相談(厚生年金、国民年金など)

問 兵庫県社会保険労務士会但馬支部 ☎ 24-1441

行政書士による遺言・相続
無料相談会

日 11月17日(土)午後1時30分～4時

所 じばさん但馬(大磯町)

相 談 内 容 遺言、相続

問 兵庫県行政書士会但馬支部 ☎ 0796-94-0606

司法書士による
相続・登記・多重債務・
消費者問題・成年後見等
市民生活無料法律相談会

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

☎ 0796-94-0606

日11月17日(土)午後1時～4時 ※予約制
所市民会館 4階 中会議室
(立野町)

予約 〇兵庫県司法書士会但馬支部
〇79-676-3368

その他



都市再生整備計画事業 「総合健康ゾーン整備地区」 事後評価原案を公表します

本年度、「総合健康ゾーン整備地区」が事業の最終年度を迎えるに当たって事後評価を実施します。

市が作成した「事後評価原案」をもとに、市民の皆さんからの意見を反映し、市事業評価監視委員会での審議を経て、最終評価結果を平成25年3月に公表する予定です。ぜひ、原案に対する意見をお寄せください。



国の都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)は、

地域の特色を生かしたまちづくりを支援し、地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

事業では、事前に効果測定のための数値目標を設定し、事後評価によって検証を行い、今後のまちづくり方策の検討を行うこととしています。

閲覧方法 市ホームページまたは担当窓口で閲覧

閲覧期限 11月7日(水)

意見提出方法 意見書様式(任意様式可)に住所、氏名、年齢、電話番号、および意見を記入の上、持参、郵送、ファックス、またはメール
意見募集期限 11月9日(金)必着

提出先 新庁舎建設室

〇21-9020 F23-6604

✉ sinchousha@city.toyooka.jp

閲覧場所 〇
建設課 〇21-90007

健康増進課 〇24-11127

新庁舎建設室 〇21-9020

福祉タクシー事業者を追加しました

重度の障害のある方を対象

とする「障害者福祉タクシー」の事業者を追加しましたので、お知らせします。

追加事業者 介護タクシーあおぞら(出石町福住405-1)

〇20-3607 F52-4661

※事前予約で車いすの方の乗車可能

〇社会福祉課障害福祉係

〇24-7033または各総合支所市民福祉課

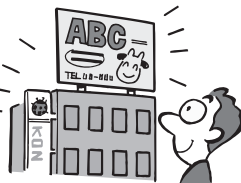
屋外広告物を掲出するには申請や届け出が必要です!

屋外広告物は、私たちの暮らしの中で必要なものですが、無秩序に掲出すると、交通安全の妨げになったり、周辺の景観を損なう恐れがあります。

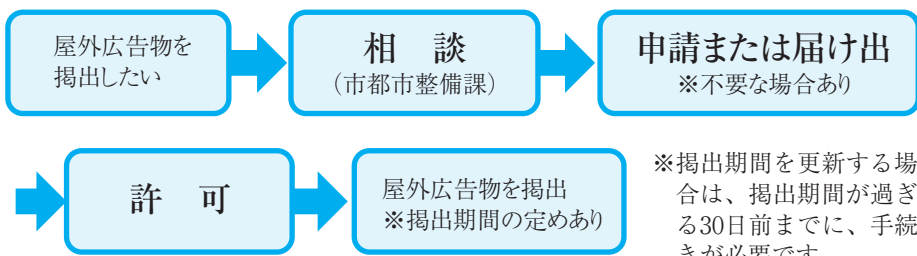
屋外広告物を掲出する場合は、

屋外広告物法や県条例で一定のルールが定められていますので、必ず事前に申請または届け出をしてください。

なお、原則として、道路上には屋外広告物を掲出できませんので、注意してください。



屋外広告物掲出の手続きの流れ



※掲出期間を更新する場合は、掲出期間が過ぎる30日前までに、手続きが必要です。

※屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示する看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、のぼり旗などをいう。

申請・届け出 〇 都市整備課 景観政策係 〇23-11712